

## 国民経済計算次回基準改定に関する研究会

### 第1回 議事要旨

1. 日時：平成25年3月29日（金）15:00～17:00

2. 場所：合同庁舎4号館1214会議室

3. 出席：

（構成員）

中村法政大学教授（座長）、岩本東京大学教授、菅野 JP モルガン証券チーフエコノミスト、深尾一橋大学教授、藤井東京大学教授

（オブザーバー）

肥後日本銀行調査統計局参事役、高田総務省政策統括官付審査官 他

（事務局）

梅溪経済社会総合研究所長、道上総括政策研究官、丸山国民経済計算部長、二村国民経済計算部企画調査課長、多田同課長補佐 他

4. 概要：

- 内閣府から冒頭、資料1、2に基づき、本研究会の検討事項について説明。続けて、資料3～5に基づき、2008SNAへの対応の在り方として、63項目のうち、既に我が国国民経済計算(JSNA)で対応済または基礎統計の制約等の理由から対応困難な項目(30項目)について概略を説明。その上で、事務局としては、これらの項目については第1回会合で議論を終え、より優先度の高い残りの項目について次回会合以降に議論を深めていきたいと考えているが、出席者の御意見を伺いたい旨発言。

（フィナンシャル・リース（FL）とオペレーティング・リース（OL）の区分について）

- リースの区分（資料4、5のE14）は、日本標準産業分類（JSIC）や産業連関表（IO表）でも対応しておらず、JSNAにおける従来からの問題。2008SNAでは「経済的所有権」が中核的な概念として位置付けられたことを踏まえれば、リースを全てOLと扱っている現在の取扱は問題がある。FLとOLの区分は特に経済活動別勘定やその分析にとって重要。JSNAの場合問題があると言っていないと、今後のJSICやIO表の改定につながっていかないため、慎重な議論が必要。
  - FLとOLの区分は資本サービス投入の議論において重要。法人企業統計における取扱もぐらついているような中で、本件は慎重な検討が必要。
- オブザーバーより、JSICでは議論を行った上で、FLとOLを区分せず物品賃貸業として扱っていること、日本の場合FLとOLを同じ会社で行っているケースがほとんどであり、産業分類で無理に区分すると実態が分からなくなる恐れもあること、FLを金融部門とした場合調査主体がどこになるかという問題があること、リース業界の統計を活用する、あるいは特定サービス産業実態調査等物品賃貸業を対象とする統計で対応する等の工夫が考えうること、について指摘。

- リースについて金融勘定と実物勘定で異なる扱いをしているのであれば、JSNA 上どこかに皺が寄っているのではないか。
- 事務局より、実物、金融それぞれの中では整合的になっているが、純貸出／純借入において、実物と金融の間の統計上の不突合という形でその影響が一定程度表れていると考えられる旨説明。
- 事務局より、リースの区分（E14）については本研究会で引き続き検討するようにしたい旨回答。

#### （税の発生主義について）

- 税の発生主義（資料4、5のF06）について、資料5では、JSNAでは出納整理期間を考慮した決算データを用いているので、発生主義と大差ないと整理されているが、住民税については、一年前の所得に対して課税されるものであり、発生時点から一年ずれるという状況ではないか。住民税を発生主義で記録するのがよいのかについては留保があるが、資料については実態を踏まえて正確に記述をした方がよい。
- 住民税については、1年が経ってから課税標準ができるという制度であり、「ずれ」があるというわけではないのではないか。
- 事務局より、出席者から出された両論を踏まえて検討したい旨回答。

#### （その他）

- 国民経済計算は国際比較の観点非常に重要であるが、資料4における「諸外国の取扱」の欄は、ほとんど豪州についてのみ記載されており、米国については一部しか記述がない。米国、EUに照会するなどして情報を充実してほしい。
- 事務局より、米国については、本年7月に2008SNAへの対応を含む包括的改定が行われる予定であり、その解説論文をもとに記述したものであるが、いずれにせよ、可能な限り調べ資料に反映していきたい旨回答。
- 基礎統計の制約により対応できないという項目がみられるが、JSNAにおける必要性という観点から各省庁で統計整備が図られ、対応していくというのが理想。ただし、今から基礎統計が対応を始めても次回基準改定には間に合わないだろうが、もし間に合えば対応する可能性はあると考えてよいか。あるいは、次回以降の基準改定において対応を考えるという理解になるのか。
- 事務局より、次回基準改定に向けて推計作業にかかる時間は限られており、基礎統計側に働きかけて次回基準改定の推計に反映させるのは事実上困難と考えられる一方、その先の基準改定においては、このまま基礎統計の状況が変わらないという前提ではなく必要に応じて働きかけを行っていく旨を説明。
- 保有利得税の取扱（資料4、5のF09）について、資料5に書かれている2008SNA勧告の概要は、保有利得と資本利得という用語が混在して分かりにくい。勧告は、実現されたキャピタルゲインへの課税についてのものなのか、未実現のものへの課税も含めてい

るのか、資料の記述を整理していただきたい。

- 事務局より、勧告の趣旨は、あくまで実現されたキャピタルゲインへの税を重要であれば把握するというものであり、この点が明確になるよう記述を修正したい旨回答。
- 大規模災害時の非生命保険サービス産出額の扱い（資料4、5のC04）については、IO表では、JSNAと異なり、従来通り対応する方針となっている。両者の相違については、十分説明していく必要がある。
- オブザーバーより、JSNAとIO表の取扱は異なっているが、大きな考え方は同じであり、計数も概ね同じになると考えられる旨回答。
- 再保険（資料4、5のC05）については、元受保険会社と再保険会社が別会社であれば、会計上は連結していない。再保険を元受保険と連結せずに記録するという勧告に対応できない理由をわかりやすく記述すべき。
- 事務局より、資料の記述を分かりやすく修正する旨回答。
- 中央銀行の産出額の取扱（資料4、5のC03）に係る勧告がGDPに与える影響について関心。近年、中央銀行のバランスシートが拡大する中で、中央銀行の業務が民間活動の圧迫している面もあり、GDPへの影響がありうると思うが、2008SNAの勧告はどういう趣旨なのか。また欧米諸国はどのように対応しているのか。
- 事務局より、本勧告は、中央銀行の産出として、FISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）や、非市場産出としての金融政策サービスを捉えようというものであること、後者の非市場産出額は中央銀行の人件費など生産費用の積上げで計測し、このサービスを一般政府が購入すると扱うという勧告であるため、GDPへの影響としては政府最終消費支出という形でプラスに影響することについて説明。

#### （次回以降の予定）

- 事務局より、資料6に基づき、次回以降の当面の予定について説明。第2回会合は、4月26日（金）15:00～17:00に開催し、R&Dの資本化等について検討する旨説明。

（以上）